# 文化財保護行政の現状と課題

### 小石川

透

#### はじめに

近年大きく変化しようとしている。登録記念物制度が創設されるなど、文化財保護行政を取り巻く状況は、有形文化財の対象範囲が拡大されるとともに、登録有形民俗文化財制度、よって、文化的景観と民俗技術とが文化財の対象となり、さらには登録よって、文化的景観と民俗技術とが文化財の対象となり、さらには登録

うことが考えられるのである。
まで各地域で培われてきた文化的な財産が、急速に失われつつあるとい業と結びついて形成された文化的景観の減少などがある。すなわち、今などによって生じた伝統文化や生業に関わる技術の喪失及び、人々の生てきたコミュニティの崩壊、さらには全国的な都市化と開発事業の伸展てきたコミュニティの崩壊、さらには全国的な都市化と開発事業の伸展できたが考えられるのである。

いてより深く議論されており、今後の文化財保護の取り組みに大きな変文化財分科会企画調査会報告書」内において提言されている諸方策におくのかは、平成十九年十月に取りまとめられ公開された「文化財審議会そうした状況下にある文化的な財産を、どのように保存・活用してい

化をもたらすことになると思われる。

護における課題等を述べることとしたい。以下、現在の文化財保護における新たな取り組みと、今後の文化財保

上で感じた点を交えながら論述していくこととしたい。
むことは到底出来ないものと思われるが、自分なりに実務を進めていくで文化財保護行政に真摯に取り組んで来られた諸先輩方より深く踏み込なってから、一年と少しという短さであり、上記の課題について、今ま筆者は、平成十八年十月の人事異動で文化財保護行政に携わることに

## 文化財保護における新たな制度的整備

城跡などの遺跡、 術など国民生活の推移を理解するために不可欠のもの)、 の)、民俗文化財 形文化財 文化財保護法第二条第一項において定義される文化財とは、 (建造物、 (演劇、 美術工芸品などで、芸術上、 庭園などの名勝地、 音楽、工芸技術などで歴史上、芸術上の価値の高 (衣食住、 生業、 信仰、 動植物、 風俗慣習、 学術上価値の高いもの)、無 地質鉱物などで、 民俗芸能、 記念物 有形文化 学術上 (古墳、 民俗技

で価値の高いもの)である。の景観地)、伝統的建造物群(歴史的風致を形成する伝統的な建造物群の景観地)、伝統的建造物群(歴史的風致を形成する伝統的な建造物群価値の高いもの)、文化的景観(国民生活又は生業の理解のため不可欠

よく知られているであろう文化財保護の制度である。
これらを指定及び選定して保存・活用の措置を講ずるのが、もっとも

るものを、文化財登録原簿に登録する制度がある。物のなかで、一定の価値があり、とくに保存及び活用の措置が必要であの民俗文化財」に選択する制度や、有形文化財、有形民俗文化財、記念を行う必要のあるものについては、「記録作成等の措置を講ずべき無形を行う必要のあるものについては、「記録作成等の措置を講ずべき無形を行う必要のあるものを、文化財登録原簿に登録する制度がある。

物制度、登録有形民俗文化財制度である。文化的景観の保護制度、民俗技術の民俗文化財への定義付け、登録記念これらの内、前述の文化財保護法の法改正によって創出されたのが、

ある。 認めら 準」)」を指すが、 次長通知 その保護措置を行うため、 を示すもので典型的なもの又は独特なもの 特色を表す文化遺産 ついて」平成十六年十二月二十七日付け 農耕に関する景観地をはじめとする、 文化的景観とは、 れず消滅していくことが多い 以下「第三二〇号通知」とする)」であり、 「近年の土地開発や過疎化等によりその文化的価値が 「地域の歴史及び文化と密接に関わる固 (「文化財保護法の一部を改正する法律等の施行に 新たに文化財として位置付けがなされたので (前出「第三二〇通知」)」ことから 「基盤的な生活又は生業の特色 一六庁財第三二〇号 (「重要文化的景観選定基 水田・ [有の風 畑地など 文化庁 土的

> 同意を得る必要がある(「文化財保護法の一部改正等に伴う制度の運用 景観保存計画を策定し、 第二項第一号に規定する景観区域又は、 化庁文化財部長通知 方針等について」平成十七年四月二十六日付け 化的景観の保存のため必要な規制を定める条例等を整備した上で文化的 る景観地区内に、 |要文化的景観の選定には、 文化的景観を定めて保存調査を行い、地方自治体が文 以下 文化的景観を形成する土地や家屋の所有者等の 「第三三号通知」とする)。 景観法 (平成十六年十二月施行) 同法第六十一条第一項に規定す 一七庁財第三三号 第八条 文

失われつつある日本の原風景とも呼べる景観を、文化財保護行政の立場 景観法と密接な関係があり、文化財の概念に空間的な広がりを導入し、 的景観選定の要件であることからもわかるとおり、文化的景観の制度は る」ことを求めている。 化財保護を所管する部署が、 したものなのである。そのため、 を集め、 から保護していくことを法的に整備したものであると考えられる。 景観区域または景観地区の中にある文化的景観であることが重要文化 文化財保護行政単独による保護ではなく、各行政担当が横断的に力 日本が今まで培ってきた風土を守り、 「積極的に景観法担当事務局と情報交換す 前出「第三三号通知」においても、 活用していくことを目指 つま 文

維持のための技術)(「文化財保護法の一部改正に伴う関係省令及び告示る技術や、日常生活において用いられてきた衣食住に関する技術(生活こでいう民俗技術とは、「生計を賄うために用いられてきた生業に関すれまでの民俗文化財の定義に、新たに民俗技術を加えたものである。こ民俗技術の民俗文化財への定義付けは、風俗慣習と民俗芸能というそ

れてきた技術(「第三二〇号通知」)」及び、その用具、用品である。生活や生産に関する用具、用品等の製作技術など、地域において伝承さ用される道具や施設についてである。具体的には、「鍛冶や船大工等の文化庁次長通知 以下 「第四一三号通知」とする)」と、それに使の整備等について」平成十七年三月二十八日付け 一六庁財第四一三号

存伝承活動の支援や、用具の購入や修理の支援などがある。保護措置については、今までの民俗文化財に対するものと同様に、保

日本への生活文化の伝播や、 や人と自然の関わりを示す動植物や地質鉱物などがあげられてい る遺跡や、 すものなどがあげられ、 地域的特色等を示すもの、 化財では、 現在の文化財保護制度は、 それぞれの登録基準(「第四一三号通知」) 形態、 時代を特徴づける造形をよく遺している名勝地、 有形の民俗文化財のコレクションで、歴史的変遷や時代的 製作技法、 登録記念物では、 日本以外の有形民俗文化財のコレクションで 用法等において、 比較等によって日本の生活文化の特色を示 今まで述べてきた法的整備によって、 地域の歴史の特徴を表してい を見れば、 日本の生活文化の特色を 登録有形民俗文 自然の特徴 その

文化財の喪失があることは前述のとおりである。

ム」等について概観する。 議会文化財分科会企画調査会報告書」や、「ふるさと文化財の森システを保存し、活用していくのかを検討した、平成十九年十月の「文化財審が節においては、そうした社会状況の変化に対し、どのように文化財

### 文化財保護における新たな取り組み

た。 数の市民が訪れ、盛況をみた。これは、 物保存修理公開・展示事業が行われ、 要文化財長勝寺本堂保存修理の現場において、 れた文化財建造物保存修理・公開展示事業(全国五ヶ所) と文化財の森システム推進事業」 平成十九年十月二十日、二十一日の二日間、 *の* 雨模様の悪天候にもかかわらず多 環であり、 文化庁のすすめてきた「ふるさ 文化庁主催の文化財 青森県弘前市西茂森 平成十九年度から行わ の嚆矢であっ 建造

動、技術継承のための技能者の養成などである。

動、技術継承のための技能者の養成などである。

「ふるさと文化財の森システム推進事業」とは、文化財建造物の九割動、技術継承のための技能者の養成がな技術の継承、そしてそれらに対する普及政権に必要な伝統的な建築資材の供給林である「ふるさと文化財の森」の産業に必要な伝統的な建築資材の供給林である「ふるさと文化財の森」の後期、技術継承のための技能者の養成などである。

弘前市で行われた事業は、右の内、普及啓蒙のために行われたもので、

対象を拡充しているが、

その前提として、

社会状況の大きな変動による

を深めることに役立ったのではないかと思う。市民に周知することができたものと思われ、文化財保護への市民の理解演と体験等、修理用資材の実際と、それらを加工していく伝統的技法を伝統的な用具であるヤリガンナを使った資材の成形の実演や、杮葺の実

の誇りにもつながっていくことでもあると考える。 でい、伝統的な用具や技法を目の当たりにすることができた。それは、文化財を今まで大切に保存してきた地域へじることができた。それは、文化財を通して、伝統的な文化の価値を再財の経てきた長い歴史と、培われ継承されてきた技能の素晴らしさを感財の経てきた。それは、文化財を通して、伝統的な文化の価値を再また、筆者を含めた文化財保護行政の担当者も、日頃触れることの少また、筆者を含めた文化財保護行政の担当者も、日頃触れることの少また、筆者を含めた文化財保護行政の担当者も、日頃触れることの少また、筆者を含めた文化財保護行政の担当者も、日頃触れることの少また。

ば文化財が地域の自己認識の核となるのであり、平成十九年十月の 体での保存・活用の方策を考える必要がある 護の取り組みとして、 とおり、 化財審議会文化財分科会企画調査会報告書(以下「報告書」とする)」 史や文化を凝縮した存在、すなわち文化財なのではないだろうか。 域の特性を考えたとき、真っ先に想起されるものが、その地域 「地域活性化を進めるため、 文化財や伝統的な文化の価値が高まっている」という記述に見る 地域のアイデンティティを確保し、そのきずなを維持するものと 現在の地域における文化財の持つ価値を考えたとき、 地域づくり、 個性あふれる地域づくりが課題となる まちづくりの視点も交えた、 文化財保 社会全 の歴

会全体で文化財を継承していくための方策」とを検討している。・活用の方策として、「文化財を総合的に把握するための方策」と「社「報告書」では、社会の変化に応じた文化財保護に関する新たな保存

くことを提言している。
「文化財を総合的に把握するための方策」では、文化財とその周辺の環境は、「文化財を核とした文化的な空間を形成し、核となる文化財の魅力を高める領域」であり、市町村において、周辺環境も含めて文化財を総合的に保存・活用し、地域の歴史・文化を保護するための基本構想を総合的に保存・活用し、地域の歴史・文化を保護するための基本構想を総合的に把握するための方策」では、文化財とその周辺の「文化財を総合的に把握するための方策」では、文化財とその周辺の

出することなどを盛り込むことが望ましいとされている。その区域を「歴史文化保存活用区域」として設定し、文化的な空間を創たな価値を見いだすことや、特定地域に文化財が集中している場合は、連文化財群」と位置づけ、総合的に関連する文化財をとらえることで新正の「歴史文化基本構想」については、関連する複数の文化財を「関

つについて、それぞれ提言されている。
るための方策、③文化財保護に対する支援を充実させるための方策の三する親しみを深めるための方策、②文化財保護にかかわる人材を確保すする親しみを深めるための方策、②文化財保護にかかわる人材を確保す

財とそれをとりまく環境の意) 行われている「ヘリテージマネージャー に対する高度な知識や、 れている。 人材を確保することが必須であることから、 リテージマネージャーとは、 ①では、特に子どもたちを対象にして、 体験してもらい、それを一般に紹介していく取り組みなどが ②では、文化財の保存修理や保存・活用の現場では、 行政のシステム及び地域社会の現状を把握した まちづくりにおいて歴史文化遺産 の活用を推進させるために、 の派遣制度」 地域の伝統文化や文化財を学 その具体策として兵庫県で が紹介されている。 建築士など 文化財 を提示さ (文化

があげられている。 があげられている。 の促進、行政とNPO法人等の民間団体や地域住民との連携の促進などで、 くり事業を支援している者、文化財に興味をもっている地域住民などで、 の促進、行政とNPO法人等の民間団体や地域住民との連携の促進などで、 の促進、行政とNPO法人等の民間団体や地域住民との連携の促進などで、 の促進、行政とNPO法人等の民間団体や地域住民との連携の促進などで、 のより事業を支援している者、文化財に興味をもっている地域住民などで、 のよりまする情報を受けた人を、地域の歴史文化遺産の保存・活用に関わる人 のよりまする情報を受けた人を、地域の歴史文化遺産の保存・活用に関わる人 のよりまする情報を受けた人を、地域の歴史文化遺産の保存・ のよりまする情報を表している地域住民などで、 のまりまする情報を表している地域住民などで、 のまりまする情報を表している。 のまりまする情報を表している地域住民などで、 のまりまする情報を表している。 のまりまする情報を表している。 のまりまする情報を表している。 のまりまする。 のまりなる。 のまりな

ことを目指した提言であるということが出来るだろう。価値を見いだしながら、社会全体による一層の保存・活用を進めていく化財を、その周辺環境や、地域的な広がりの中でとらえなおし、新たな以上を概括すれば、今まで個別で指定され、保存・活用されてきた文

重を期する必要があると考えられる。 では、「一定のテーマのもとに文化財を総合的にいるが、ここでいう「一定のテーマ」や「一定の方針に基づいた文化とれに基づいた施策が行われた場合には、「一定の方針」については、慎いるが、ここでいう「一定のテーマ」や「一定の方針」については、慎いるが、ここでいう「一定のテーマ」や「一定の方針」については、慎いるが、ここでいう「一定のテーマ」や「一定の方針」については、慎いるが、ここでいう「一定のテーマ」や「一定の方針」については、慎いるが、ここでいう「一定のテーマ」や「一定の方針」については、慎いるが、ここでいう「一定のテーマ」や「一定の方針」については、慎いるが、ここでいう「一定のテーマ」や「一定の方針」については、慎いるが、ここでいう「一定のテーマ」や「一定の方針」については、慎いるが、ここでいう「一定のテーマ」や「一定の方針」については、慎いるが、ここでいう「一定のテーマ」や「一定の方針」については、慎いるが、ここでいう「一定のテーマ」や「一定の方針」については、慎いるが、ここでいう「一定のテーマ」や「一定の方針」については、慎いるが、ここでいうでは、「一定の方針」については、慎いるが、ここでいうでは、「一定の方針」については、「一定の方針」については、「一定の声は、「一定の方針」にあると思うにないる。

政に携わる者は、何がその文化財にとって真実の価値なのかを、常に意活用を困難にするような施策は行われるべきではないし、文化財保護行の価値を保存し、活用していくものである。それだけにそうした保存・いうまでもなく、文化財保護とは、その文化財が本来持っている真実

なものでなくてはならないだろう。歴史や伝統的な文化を掘り起こし、その魅力を地域の誇りとできるよう調査や研究などにより真実の価値を把握した文化財を基盤にして地域のている、文化財に対する「一定のテーマ」や「一定の方針」については、識して職務を遂行すべきである。そういう点で、「報告書」で述べられ

点と無関係に、 が増加していくと思われる。その際、 はそれに類する歴史的・伝統的な地域の資産を中心として計画すること 治体に対して国土交通省が支援を行う、「歴史的環境の保全・整備によ 観がある。 形成を目指し、 あり得ず、都市計画の分野との関係は、文化的景観の保存・活用を含め るまちづくり」など、今後、まちづくり・地域づくりを、 い風となり、 く事例が全国的に見られるようになった。景観法の施行もその流れに追 現在都市計画の分野では、まちおこしの一環として、 今後ますます深くなっていくだろう。 また、 より景観を重視するまちづくりは、全国的な潮流となった ある一定の方針やテーマに沿ってまちなみを修景してい 文化財を中心としたまちづくりが行われるということは 歴史的な景観を生かしたまちなみづくりを行う地方自 文化財の保存・活用についての視 景観保全や景観 文化財もしく

で育まれた、人々の営為の証ともいえる地域固有の文化を生かすものでのか、その位置付けが文化財の持つ真実の価値を損なうことはないかなのか、その位置付けが文化財の持つ真実の価値を損なうことはないかない、その位置付けが文化財の持つ真実の価値を損なうことはないかない。その位置付けが文化財の持つ真実の価値を損なうことはないかない。

「誇りある地域の形成」につながっていくのではないだろうか。なくてはならないと考える。そのときこそ、「報告書」で謳っている

#### おわりに

るといっても過言ではないだろう。保存と活用に努めることは大前提であり、文化財保護行政のすべてであ的のひとつであるとされている。文化財を保護するという立場において文化財保護法第一条では、文化財を保存し、活用することが同法の目

保護の現場でどう生かされるのかを考える必要があるだろう。保護の現場でどう生かされるのかを考える必要があるだろう。とれてきた歴史的・文化的な財産としての文化財が、文化財保護に携わる上で、既存の制度はもちろん、新たな制度についても習熟し、文携わる上で、既存の制度はもちろん、新たな制度についても習熟し、文携かる上で、既存の制度はもちろん、新たな制度についても習熟し、文携かる上で、既存の制度はもちろん、新たな制度についても習熟し、文化財の保存・活用を遺漏無く遂行できるよう努める必要がある。また、投資の現場でどう生かされるのかを考える必要があるだろう。

って方策を求めていくほかないと考えられる。家、そしてなにより、文化財と身近に接している地域住民との連携によする市町村の行政担当者はもちろん、専門的な知識と技術を有する専門ない文化財をどのように保存・活用していくのかは、実地で文化財に接かつてない程のスピードで変化していく社会状況の中で、かけがえの

いる「様々な活動をコーディネートする機能」を担うことだろう。告書」の「社会全体で文化財を継承していくための方策」であげられてその際に市町村の文化財保護行政の担当者に求められることは、「報

現段階では行政が担うべきではないだろうか。に社会にその成果を還元していくことは、情報の把握や組織的な面で、人材を連結させ、地域が必要としている方向に活動を収斂させ、最終的文化財の保存・活用についての様々な活動を総合的に把握し、事業や

要だと考える。

が、諸先輩方のご指導の程を請う次第である。しては経験年数が浅く、それ故の誤りや思いこみなどあるかと思われる若干の検討を行ってみた。先述の通り、筆者は文化財保護行政担当者と以上、雑駁な内容ではあるが、文化財保護行政の現状と課題について

(こいしかわ・とおる 弘前市教育委員会文化財保護課主事)